

有効期間 5 年 (平成34年12月31日まで)

平成 29 年 7 月 24 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
(総 務 課)

広島県警察個人情報取扱委託基準の一部改正について (通達)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) の一部が改正されたことに伴い、引用する番号法の規定を整理する必要があることから、別紙「広島県警察個人情報取扱委託基準」のとおりとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「広島県警察個人情報取扱委託基準の一部改正について」 (平成28年 1 月12日付け 広総務第28号通達) は、平成29年 7 月23日限り廃止する。

〔 本件担当 文書管理第二係
警 電  〕

別紙

広島県警察個人情報取扱委託基準

第1 趣旨

この基準は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、公安委員会及び警察本部長（以下「実施機関」という。）が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合において講ずべき措置について、必要な事項を定めるものとする。

第2 委託

この基準において「委託」とは、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する契約の全てをいうものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14から第252条の16までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合については、含まないこととする。

第3 委託に当たっての留意事項

委託に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 委託先を選定するときは、個人情報の保護に関し安全確保の措置がなされ、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を遵守できる者を慎重に選定すること。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託するときは、前1の安全確保の措置として、委託先が当該委託に係る事務において取り扱う保有特定個人情報の管理に当たって、番号法、条例等に基づき実施機関が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられることをあらかじめ確認すること。
- 3 委託先の選定に際しては、委託業務の内容に応じて、次に掲げる事項等について必要な調査を行うこと。
 - (1) 個人情報保護に関する規程、マニュアル等の有無
 - (2) 従業員に対する教養の実施状況
 - (3) 技術面に関する安全管理措置の内容
- 4 入札の方法による契約にあつては入札日までに、また、随意契約にあつては見積書を徴する日までに、別記特記事項及び条例の関係条文を説明又は交付するなどして、次の内容を相手方に周知すること。
 - (1) この契約による事務処理に当たっては、条例第8条の規定及び別記特記事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 条例に違反した場合には、条例第50条又は第51条の規定に基づき処罰される場合があること。
 - (3) 個人番号利用事務等を委託する場合には、前(1)及び(2)に加え、番号法の規定を遵守しなければならないこと及び番号法に違反した場合には、番号法第48条又は第49条の規定に基づき、処罰される場合があること。
- 5 委託先に提供する個人情報は、委託に係る事務の目的の範囲内で必要最小限のものとする。

第4 契約に当たっての措置

委託契約の締結に当たっては、契約書（業務委託契約約款等を含む。）又は請書（以下「契約書等」という。）中に受託者が別記特記事項を遵守する旨を記載するものとする。

ただし、契約書等中に別記特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

第5 個人番号利用事務等の委託先の監督

個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託を受けた者において、委託する保有個人情報に関し番号法、条例等に基づき実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第6 個人番号利用事務等の再委託

個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者（番号法第10条第2項の規定により委託を受けた者とみなされる者を含む。以下同じ。）が、当該個人番号利用事務等の再委託をする場合の承諾は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で行う。

第7 その他の事務の再委託

個人番号利用事務等の委託以外であっても、委託する個人情報の重要度に応じて、第5及び第6に準じて適切に対応するものとする。

契約書記載例

（個人情報の保護）

第〇条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報の適正管理に係る届出)

第6 受注者は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には、第5の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(従事者への周知及び監督)

第7 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務の再委託)

第10 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理

に関する責任を負うものとする。

第11 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

第12 受注者は、再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

注1 「再委託等の禁止」及び「発注者の解除権（契約違反）」に関する事項は、通常、契約書等本文に記載されるため、特記事項に掲げていないが、契約書等中に明記されていない場合は、特記事項に当該事項を追記すること。

【記載例】

(再委託等の禁止)

第〇〇 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

第〇〇 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反したときは、この契約(の全部又は一部)を解除することができる。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

別記様式

特定個人情報の取扱いに係る組織体制・従事者に関する届出書（新規／変更）

平成 年 月 日

様

住 所
受託業者名
代表者名

印

次の業務に係る特定個人情報の取扱いに係る組織体制及び特定個人情報取扱従事者について、次のとおり届け出ます。

1 業務名

--

2 組織体制

--

注 体制図など、必要に応じて資料を添付してください。

3 特定個人情報取扱従事者

所 属	氏 名	備 考

注1 再委託等の相手方の特定個人情報取扱従事者も併せて記載してください。

注2 備考欄には、特定個人情報取扱従事者の役割、取り扱う特定個人情報の範囲等を記載してください。

4 変更の内容及び理由

--

注 変更の場合は、変更の内容及び理由を記載してください。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>第1・第2 第3 委託に当たっての留意事項 1～3 略 4 入札の方法による契約にあつては入札日までに、また、随意契約にあつては見積書を徴する日までに、別記特記事項及び条例の関係条文を説明又は交付するなどして、次の内容を相手方に周知すること。 (1)・(2) 略 (3) 個人番号利用事務等を委託する場合には、前(1)及び(2)に加え、番号法の規定を遵守しなければならないこと及び番号法に違反した場合には、番号法第48条又は第49条の規定に基づき、処罰される場合があること。 5 略 第4～第7 略</p> <p>別記 第1～第11 略 第12 受注者は、再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。 第13～第16 略</p> <p>別記様式 特定個人情報の取扱いに係る組織体制・従事者に関する届出書（新規／変更） 平成 年 月 日 様 住 所 受託業者名 代表者名 印</p> <p>次の業務に係る特定個人情報の取扱いに係る組織体制及び特定個人情報取扱従事者について、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 略 2 略 3 特定個人情報取扱従事者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所 属</th> <th style="width: 33%;">氏 名</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注1 再委託等の相手方の特定個人情報取扱従事者も併せて記載してください。 注2 備考欄には、特定個人情報取扱従事者の役割、取り扱う特定個人情報の範囲等を記載してください。</p> <p>4 略</p>	所 属	氏 名	備 考																<p>第1・第2 第3 委託に当たっての留意事項 1～3 略 4 入札の方法による契約にあつては入札日までに、また、随意契約にあつては見積書を徴する日までに、別記特記事項及び条例の関係条文を説明又は交付するなどして、次の内容を相手方に周知すること。 (1)・(2) 略 (3) 個人番号利用事務等を委託する場合には、前(1)及び(2)に加え、番号法の規定を遵守しなければならないこと及び番号法に違反した場合には、番号法第51条又は第52条の規定に基づき、処罰される場合があること。 5 略 第4～第7 略</p> <p>別記 第1～第11 略 第12 受注者は、再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従業者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。 第13～第16 略</p> <p>別記様式 特定個人情報の取扱いに係る組織体制・従業者に関する届出書（新規／変更） 平成 年 月 日 様 住 所 請負業者名 代表者名 印</p> <p>次の業務に係る特定個人情報の取扱いに係る組織体制及び特定個人情報取扱従業者について、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 略 2 略 3 特定個人情報取扱従業者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所 属</th> <th style="width: 33%;">氏 名</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注1 再委託等の相手方の特定個人情報取扱従業者も併せて記載してください。 注2 備考欄には、特定個人情報取扱従業者の役割、取り扱う特定個人情報の範囲等を記載してください。</p> <p>4 略</p>	所 属	氏 名	備 考															
所 属	氏 名	備 考																																			
所 属	氏 名	備 考																																			